重要事項説明書 （医療保険）

この重要事項説明書は、ご利用者が訪問看護サービスを受けられるに際し、ご利用者やそのご家族に対し、当事業所の運営規程の概要や訪問看護従事者などの勤務体制等、ご利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

１．当事業所が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

電話番号　０８６６－９４－５００５（午前９時００分～午後４時３０分）

月曜日～土曜日（日曜日、国民の祝日、年末年始を除く）

＊ご不明な点はなんでもおたずね下さい。

２．いずみ訪問看護ステーションの概要

（１）サービス提供事業所

事業所名	いずみ訪問看護ステーション
所在地	〒７１９－１１５５　岡山県総社市小寺９９５－１
電話番号	０８６６－９４－５００５
医療保険指定番号	０８９０００２
サービスを提供する実施地域＊	総社市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（２）当事業所の職員体制（以下、看護師等と記載しています。）

職　　種	職　員　数
管理者	保健師又は看護師　　１名（看護師を兼務）
サービス従事者	看護師又は准看護師　　常勤換算にて 2.5 名以上（常勤又は非常勤） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　１名以上（常勤又は非常勤）

（３）営業日、営業時間

営業日	月曜日～土曜日 （ただし、国民の祝日及び年末年始（12 月 31 日～１月３日）は休みとします。）
営業時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

（4） 従業者の業務内容

職　種	業務内容
管理者	看護師などの従業者の管理、また、指定訪問看護及び指定老人訪問看護のご利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業所の従事者に、指定訪問看護及び指定老人訪問看護の人員基準及び運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
看護師等	看護師等は、ご利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問看護及び指定老人訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した訪問看護計画を作成し、ご利用者にその内容を説明いたします。 また、指定訪問看護及び指定老人訪問看護のご利用の申し込みに係る調整、サービス従業者に対する技術指導などサービスの内容の管理を行います。 なお、理学療法士・作業療法士等の訪問は、看護業務の一環としてのリハビリテーションとなります。ご利用者の状態変化等に合わせ、看護職員が同行訪問し状態の評価を行います。

３．運営の方針

当事業所の看護師等は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

緊急の出来事にも柔軟に対応できる体制を整備いたします。

４．サービス内容

当事業所は、ご利用者のかかりつけ医師の指示及び訪問看護計画に基づき、看護師等が、ご利用者の居宅を訪問して、訪問看護サービスを実施します。

サービスの内容は次のとおりです。

（1）病状・障害の観察
（2）清拭・洗髪等による清潔の保持
（3）食事及び排泄等日常生活の世話
（4）褥創の予防・処置
（5）リハビリテーション
（6）ターミナルケア
（7）認知症患者の看護
（8）療養生活や介護方法の指導
（9）カテーテル等の管理
（１０）その他医師の指示による医療処置

５．緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。

６．利用料金

（１）利用料金

＊医療保険からの給付サービスを利用する場合は、以下の料金となります。

後期高齢者（75 歳以上）		１割、現役並み所得の方は３割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 （70 歳～74 歳）	２割、現役並みの所得の方は３割
		一般 （70 歳未満）	３割（6 歳未満は２割）

＊その他の料金＊

死後の処置料　　12,000 円　（非課税）

吸引器レンタル１日 100 円　（非課税）

カテーテル代　　実費

（２）交通費

サービス従事者が訪問させていただくための交通費の実費が必要となります。

・当事業所から、片道５km 未満　　100 円

５km 増すごとに 100 円を加算する。

この金額は往復料金として、１回の訪問につき必要となります。

７．キャンセル

ご利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。

連絡がなく看護師等がご自宅まで訪問した場合、通常の利用料の実費（10 割負担分）を請求いたします。（緊急時を除く）

【連絡先】　電話番号：０８６６－９４－５００５

８．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、かかりつけの医師の指示に沿ってサービス提供を開始します。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

（２）サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日を事前にご連絡下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者が介護保険施設に入所や医療機関に入院した場合

・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は即座にサービスを終了することができます。

・ご利用者がサービス利用料金の支払いを２ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１ヶ月以内に支払われない場合、またはご利用者やご家族などが当事業所のサービス従事者に対してサービスを継続し難いほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・地震・噴火等の天災、その他当事業所の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、当事業所はご利用者に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

９．相談・要望・苦情などの窓口

当事業所の訪問看護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

☆　サービス相談窓口　☆

電話番号：０８６６－９４－５００５

（受付時間　月～土曜日　　午前９時００分～午後４時３０分）

当事業所以外に、以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岡山県国民健康保険団体連合会　　電話　０８６－２２３－８８１１

令和　　年　　月　　日

訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　住所　岡山県総社市小寺９９５－１

名称　医療法人弘友会　理事長　村上　和春

事業所　所在地　岡山県総社市小寺９９５－１

名称　いずみ訪問看護ステーション

説明者　氏名　　印

私は、本書面により、事業所から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、又、個人情報の取り扱いについても同意しました。

ご利用者　住所

氏名　　印

（代筆者　　続柄　　）

ご家族　住所

氏名　　印